

第1章 整備基本計画の策定目的の整理や位置づけ

1-1 整備基本計画策定の目的

新宮町は、福岡市東区に隣接する好立地に加え山海の豊かな自然環境にも恵まれるなど、県内においても「住みたい町」として高い評価を受けています。また、平成2年と平成7年の2回の国勢調査において人口増加率が県内第1位となり、その後落ち着きをみせているものの現在でも人口増加の傾向は続いています。しかし、本町においても少子・高齢化は確実に進行しています。

このような中、国は平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」を、平成8年には「生活福祉空間ガイドライン」を、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を制定し、平成15年には特定建築物の範囲の拡大等を目的にハートビル法が改正されました。さらに、これらのバリアフリー化を一体的・総合的な施策として推進する必要があることから、平成18年12月にハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行されました。この新法の施行により、身体障がい者のみならず、知的障がい者・精神障がい者等を含む「すべてのひと」を保護対象とするバリアフリーの推進が求められており、一層、ユニバーサルデザインの視点に基づいたまちづくりが必要となっています。

福岡県においても平成10年4月から「福岡県福祉のまちづくり条例」を施行し、「福岡県福祉のまちづくり支援事業」等により、福祉のまちづくりの推進を図っています。

今後は、本格的な高齢社会を迎えるにあたり、だれもが安心して安全で快適な生活ができるまちづくりが求められています。このようなことから、本町では高齢者や障がいのある人をはじめすべての住民にやさしいまちづくりの実現を図るため、「ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」（以下「整備基本計画」といいます。）を策定するものです。

【用語の定義】

■バリアフリー

バリアとは「障壁」という意味で、バリアフリーとは「障がいを取り除く」という意味です。

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢、性別、障がいの有無などに関係なく、「まち」や「もの」などを「はじめからできるだけ多くの人々が利用しやすいように考えて」つくることです。

■ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などが他の人々と同じように生活できる社会を目指そうとする考え方です。